

既存住宅・リフォーム部会の設置について

1. 設置の趣旨

これまでの「住宅を作っては壊す」社会から、「いいものを作って、きちんと手入れして、長く大切に使う」社会へと移行することを目指し、住宅ストックの質を高めるとともに、適切に維持管理されたストックが市場において循環利用される環境を整備する必要がある。

しかしながら、既存住宅の流通やリフォームの実施の現状を見ると、未だ住宅ストックが有効に活用されているとは言い難い状況にある。既存住宅に対する品質や性能に関する不安、情報不足等から、既存住宅の流通は十分には進んでおらず、また、リフォームの実施に当たっても、業者や費用に関する不安、情報不足等に加え、昨今のリフォームに関するトラブル等を受け、適切なリフォームが行われにくい状況にある。

このような情勢に対応し、適切に建設・維持管理された住宅の資産価値が適正に評価されること等により住宅市場を通じた既存住宅の循環利用を促進するとともに、消費者が安心して適切なリフォームを行うこと等を通じて、既存住宅の質の向上が図られるよう、既存住宅の流通及びリフォームに関する市場環境の整備を進める必要がある。

このため、既存住宅の流通の促進及びリフォーム市場の整備のための方策のあり方について、集中的かつ機動的に調査審議を行うため、住宅宅地分科会に既存住宅・リフォーム部会を設置することとする。

2. 既存住宅・リフォーム部会における調査審議事項

- (1) 既存住宅の流通を促進するための仕組み
- (2) 消費者が安心してリフォームを行えるようにするための仕組み